

岩内町地域公共交通活性化基金条例

(設置)

第1条 将来にわたり町民が安心して利用することができる持続可能な地域公共交通の実現に向けた施策の財源に充てるため、岩内町地域公共交通活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算に定める範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条に規定する施策の財源に充当する場合に限り、処分することができる。

(基金の使用)

第6条 基金を使用するときは、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として使用する。

(繰替運用等)

第7条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。